



官  
服  
忌  
令

73  
6238



刻官

服忌令

完

7 3  
4488

2-2-29  
67



後忘れ



去五味均平蔵



一 父母

忘事り

後十三月

一 養父母

忘事り

後百廿日

遺詔お讀或分地配當し申すも之を父母の事とし  
日曜も之も之を死すも申す方し親親之事はこゝろ  
お申す子孫忘る事之に言方し親親を父母と云ふ或  
後忘る事し祖父母伯叔父母を申すは後忘る事之  
兄弟姉妹を申すは子孫穢し後忘る事之也此れし  
親親を後忘る事し遺詔お讀せんと或分地配當方  
申す申すは之れ親親も之を死すも申す方し父母の事  
し也後忘る事之也此れ方し兄弟姉妹を申すは子孫穢  
の後忘る事之也此れ親親後忘る事之也言方し親親を  
言式し也此れ申すは後忘る事之也

その中より子とてある二子とてある女とてある母とてある時  
とてある二子とてある母とてある女とてある時  
也は月あつた後多きを在りては

一 嫡母 志十 後三十

對面をいしし不交後志在後いしし對面をいしし  
後志をいしし父死後他嫁し或父離別とて子  
あつたは志をいしし子不交後志在後母とて後志  
也

一 繼子母 志十 後三十

文化の元年六月廿三日の好む系を志をいしし父  
良加志の繼子母とてある女とてある時  
也は月あつた後多きを在りては

離別とて子あつたは  
後志をいしし  
母とてある女とてある時

而病死しし母在りては志をいしし父とてある時  
也は月あつた後多きを在りては

一 離別し母 志十 後三十

一 父 志三十 後三十

一 妻 志二十 後九十

一 嫡子 志二十 後三十

志をいしし父とてある女とてある時  
也は月あつた後多きを在りては

一 末子 志十 後三十

志をいしし父とてある女とてある時  
也は月あつた後多きを在りては

一 出たり子 志十 後三十

志をいしし父とてある女とてある時  
也は月あつた後多きを在りては



一 又し子母

忌二十

後百廿

一 祖父母

忌二十

後百廿

四方

忌二十

後百廿

新刊せしれん祖母も後忌を別儀

一 母祖父母

忌二十

後百廿

母二方より後忌也し但土忌通一

一 父祖父母

忌二十

後百廿

母二方より後忌也し但土忌通一

一 伯叔父母

忌二十

後百廿

母二方

忌二十

後百廿

父母祖父母し兄弟姉妹も半載後忌可文し

一 兄弟姉妹

忌二十

後百廿

別後よりとりとも後忌子と人別

後百廿

後百廿

養母は生家より嫁し出生し子

右祖し実方祖父母も養方祖父母も忌服

七月四日

海に備後守

書向し通し母も養方祖父母定忌二十日  
服九十日母も実方祖父母も半載忌十日服  
に十五日下り

し嫡子し後忌二十日祖父母母也  
し子も十三日し後忌二十日  
し別子し二十日し後忌二十日

右文政土子年山段浦後守度、何れ祖父母  
中、山段浦、下札、通し、書向し、書向し、  
と相渡り

後七

しても末孫子等も始方し後忌

一 母祖父母

忌二十

後七

母二方より後忌也し但土忌通一

日あ

一 又し子母 忌三十日 後百廿日

一 祖父母 忌三十日 後百廿日

母方 忌二十日 後九十日

新刊せしれん祖母も後忌を別做

一 母祖父母 忌二十日 後九十日

母方より後忌也し但土忌也一

一 父祖父母 忌二十日 後九十日

母方より後忌也し但土忌也一

一 伯叔父母 忌二十日 後九十日

母方 忌二十日 後九十日

父母祖父母し兄弟姉妹を中蔵し後忌可文し

一 兄弟姉妹 忌二十日 後九十日

別後よりとりふとも後忌をせん別

一 異父兄弟姉妹 忌二十日 後三十日

一 嫡孫 忌二十日 後三十日

嫡孫義祖を忌時を嫡孫し後忌二文一祖父母此忌  
し時も嫡孫よりふとも二十三日し後忌二文一  
而し親親後忌を別ふし忌忌を嫡孫よりふとも  
とも別ふ

一 末孫 忌二十日 後七十日

女子の二女女子生れても末孫子生れず始て一孫孫忌

一 曾孫 忌二十日 後七十日

母方より忌孫忌孫元に後忌也し

Handwritten notes at the top of the page, partially obscured by a sticker.







追加

- 一 卷目又北土の後に母日居せととりふとも他一不嫁とて  
後志とて更し他一嫁とてありてい後志とてし
- 一 卷目又の書の出るに小さらぬありて死さして偏母とてし  
親親後志とてし
- 一 又し後妻とて色破りししに對面せしとも後如し後志  
可更し
- 一 義親の嫡ありて後志とて末子ありて唯一世なりし親親  
義親とてありとも後志別後志し
- 一 女子婚嫁のありしより出るに小或入急年とて出ぬ後志  
時を以て方一親親之言のしとてお五子後志とて更し
- 一 略年未お初めよりとも後志ありししに後志とて更し  
官式とて更しり後志可きとて更し



- 一 又し妾後志とてし
- 一 妾と後志とてし但しあ生にありては三つを二と血風産  
とてし斗にては妾死去し時を以て更し
- 一 遺言に在る中やとて或も地死當せしる出る子出る方し  
兄弟姉妹他家へ出るに、若しは在る子後志とてし
- 一 日昨よりとも無姓とも一人、若しは後志とてしとて更し  
方し後志とて更し
- 一 若しあを按に斗りては、お五子後志とてし印地の方の  
親親とて更し色後志とて更し
- 一 新創し切したとては子とてし他一不嫁元更時し  
親親とて更しお五子後志とてし
- 一 子とてし死去者若しは後志とて更し親親とて更しお五子  
し時とて更し又のしとて後志とて更し死去者若しは更し

出母十三年に死すといふ七十年末はもういづれ移居せし  
り中へつとて遷居せし者し親族をいづれに定む  
後之を文し之を方し親族をいづれに定むし移居す  
文し親子女伯叔父姑を半減し移居す文し之を方  
姉妹をいづれに半減し移居す文し之を方し親族を  
之し

一 出母十三年に死すといふ七十年末はもういづれ移居せし  
り中へつとて遷居せし者し親族をいづれに定む  
後之を文し之を方し親族をいづれに定むし移居す  
文し親子女伯叔父姑を半減し移居す文し之を方  
姉妹をいづれに半減し移居す文し之を方し親族を  
之し

一 出母十三年に死すといふ七十年末はもういづれ移居せし  
り中へつとて遷居せし者し親族をいづれに定む  
後之を文し之を方し親族をいづれに定むし移居す  
文し親子女伯叔父姑を半減し移居す文し之を方  
姉妹をいづれに半減し移居す文し之を方し親族を  
之し

一 善後子とて又嫡母をいづれに定むし移居す  
文し親子女伯叔父姑を半減し移居す文し之を方  
姉妹をいづれに半減し移居す文し之を方し親族を  
之し

又いづれに定むし移居す文し親子女伯叔父姑を半減し移居す  
文し之を方し親族をいづれに定むし移居す

一 出母十三年に死すといふ七十年末はもういづれ移居せし  
り中へつとて遷居せし者し親族をいづれに定む  
後之を文し之を方し親族をいづれに定むし移居す  
文し親子女伯叔父姑を半減し移居す文し之を方  
姉妹をいづれに半減し移居す文し之を方し親族を  
之し

一 子才半の子あり系く実方し伯母父姑久月姉妹の  
 人より言はれりといふ元も何半城し移志ありし  
 一 父半のありるを子人して半のあり系くり時を父し父母  
 兄弟姉妹半の言ふ子半城し移志して父も  
 半の子こそ子も半の子の時を半の言ふ移志し  
 一 半の言ふ方に身て半城し移志して父半の言ふ  
 一 半城し移志し祖父母伯父姑久月姉妹と力く  
 母方し祖父母伯父姑豊父久月姉妹もい例  
 一 病あり人して半の子に老時を移志末ありし  
 一 半

七七と原更信補し

元文九年九月十日



